

## 第2回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日(火) 午後1時30分から午後2時15分まで  
(再開) 午後5時45分から午後6時00分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について  
議案第3号 大牟田農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

### 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について  
報告第3号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺	三千也
主 査	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第2回農業委員会総会を開催いたします。

                  大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、4番委員、5番委員にお願いいたします。

両委員         はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局         はい。

議長            では、早速、議事に入ります。

#### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長            議案第1号については、7件の申請がございます。  
それでは、説明を事務局からお願いします。

事務局         はい。(資料読み上げ)

                  なお、1番はこの春に農地取得をされた農地の隣接地であり、管理上からも効率を上げるため取得されるものです。4番、5番は離農によるもので売買の相談がまとまったものです。

                  いずれも許可基準を満たしております。ご審議、よろしくお願い致します。

議長            続きまして、各地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。  
1番案件を4番委員お願いします。

4番委員       ○○さんはずっと農業をされておりますので問題ありません。

議長            続いて、2番案件を2番委員お願い致します。

2番委員       譲受人は市外の方ですので、事務局から聞いて頂いております内容では、問題ないと思います。

議長 3番は私から意見を述べます。  
〇〇さんは規模を広げていきたいと思われるところで、認定農業者でもあり問題ないと思います。

議長 4番、5番を6番委員お願いします。

6番委員 認定農業者で近隣を耕作されてもあり、問題ありません。

議長 6番と7番ですが、私から意見を述べます。  
〇〇さんは認定農業者の息子さんで畑作をされておりますので問題ありません。

議長 ご意見ご質問は何かございませんか。

3番委員 4番と5番の〇〇さんの件ですが、1筆離れていますけれど通行等は問題ないのでしょうか。

6番委員 周りは同じ〇〇さんが耕作されております。

3番委員 支障はないということで分かりました。

議長 他にございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、採決に入ります。  
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
1番案件は許可することに決定します。  
続いて、2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
2番案件は許可することに決定します。  
3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
3番案件は許可することに決定します。  
次に4番と5番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
4番と5番案件は許可することに決定します。  
最後に6番と7番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
6番と7番案件は許可することに決定します。

## 議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、10件の申請がっております。  
説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議よろしくお願  
いたします。

議長 事務局から説明がありましたが、事前に質問があれば事務局までご連絡をお願  
いしてありましたが、ご意見が届いてないようですが、何かございませんか。  
(発言者なし)

議長 無いようでございますので、質疑を終わり採決に入ります。  
議案第2号については、質疑もなく一括採決としたいと思いますがよろしいで  
すか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。  
議案第2号案件全てに賛成される方の挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。  
全員賛成で議案第2号は全て許可することに決定します。

議長 次は、議案第3号であります。議事進行上、報告事項の後にしたいと思います  
が、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そうさせていただきます。

議長 続いて、報告事項に入ります。

## 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、報告第1号を終わります。

### 報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、報告第2号を終わります。

### 報告第3号 非農地証明について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、報告第3号を終わります。  
以上で報告を終わります。

議長 次は、議案第3号ですが、入ります前に休憩といたします。  
-休憩(午後2時15分)-

-再開(午後5時45分)-

議長 それでは、総会を再開いたします。

### 議案第3号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議長 議案第3号 については、除外131筆の意見が求められております。  
それでは、市農林水産課から説明に来ていただいておりますのでお願いします。

市農林水産課 はい。(資料読み上げ)  
以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 只今説明がございましたが、何か質問したいことはございませんか。

3番委員 図面に色が塗られていない土地は農地ではないということですか。

市農林水産課 色が塗られていないものは、農用地ではない農地ということですが、農業振興地域内の農地ですが、既に農用地から外れている農地と考えて頂いて、農用地除外の必要がないとお考えください。

議長 他にございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、市農林水産課は退席をお願いします。ありがとうございました。

-市農林水産課の職員退席-

議長 議案第3号につきまして、何かご質問はございませんか。

3番委員 この判断は今日出す必要があるのですか。ずらしたりできないのでしょうか。

事務局 それも含めて議論をお願いするものです。

この農用地除外が新産業団地計画の最初になるもので、この最初がずれるということになれば、ずれていくということになると思われま。

それに除外を認めないならば、その理由も明確にする必要がございますので、その点も踏まえ最終的な結論のご議論をお願いします。

議長 これには先ほどの総会の中に農林水産課から新産業団地計画に関する状況報告の中で、今後、具体的な農業振興策を農業委員会に提示していくという約束が加わっていると思って頂いてよろしいかと思ひます。

皆さんから何かございますか。

(発言者なし)

それでは、発言もないようですので、採決に入ります。

議案第3号の除外に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で提案どおり賛成とし「特に支障なし」とします。

事務局 今後の流れをご報告させていただきます。

この後、農業振興地域整備計画の変更ということで30日の縦覧並びに15日の異議申立期間を設け、その後、11月頃農業委員会へ農地転用の県許可申請となる見込みでございます。このため、11月頃には、総会において県許可案件の意見審議の運びであることをご報告いたします。

議長 今後に流れについて説明頂きました。  
他に何かございますか。

事務局 ございません。

議長 それでは、以上をもちまして、第2回農業委員会総会を終了いたします。  
長時間に亘りありがとうございました。

－閉会－

以上